

産業廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)
第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)
第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)
第4条 甲、乙及び丙は、産業廃棄物マニフェスト又は、電子マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表又は、電子マニフェストの処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)
第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

(業務の調査)
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利業務の譲渡等)
第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)
第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)
第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)
第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
4. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

(協議)
第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)
<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。					
1号文書(収集運搬用)			2号文書(処分用)		
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円
500万円 以下	2,000円			500万円 以下	2,000円
				(平成12年7月現在)	

発行: 日本建設業団体連合会、日本土木工業協会、建築業協会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、日本鉄道建設業協会、東京建設業協会、全国産業廃棄物連合会、関東建設廃棄物協同組合
販売: 建設資料普及センター の建設廃棄物処理委託契約書の一部を加工しております

令和

○

 年

○

 月

○

 日

委託期間より前の日付

収入印紙

1万未満 なし
100万以下200円
200万以下400円
収入印紙の割印

産業廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分(収集運搬用・処分用) 収集運搬及び処分用)

事業者様

事業者
(甲)

住所
東京都千代田区神田○-△-□
名称
株式会社 凸凹
代表者
代表取締役 凸凹 凹凸 (以下甲という)

事業者様ご捺印

収集運搬用

処分用

収集運搬処分用

印

印

印

事業者と収集運搬会社が同じ場合は同上とご記入
違う場合は必要事項をご記入のうえ収集運搬許可証をご添付ください。

収集運搬会社
(乙)

住所
名称
代表者 (以下乙という)
許可番号 (発生場所) 第 号 (処分場所) 第 号
(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()
許可車両 () 台

処分会社
(丙)

住所
東京都江戸川区平井3丁目23番17号
名称
市川燃料チップ株式会社
代表者
代表取締役 彦 坂 裕 一 (以下丙という)
許可番号
千葉県 第01220038801号 (都道府県・政令市 千葉県)
許可区分
中間処理 最終処分
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)
第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、産業廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)
第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、産業廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2) 甲は、産業廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 事業場名称
2. 排出場所
3. 委託期間
4. 積替・保管の有無
5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容
- 〇〇A地区解体工事
東京都江戸川区平井〇丁目△番□号
2025 年 6 月 1 日 ～ 2025 年 11 月 30 日 まで
(有・無) (積替・保管の場所) 有の場合記入
1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否
2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において別を行うことの許否(許・否)
積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 有の場合記入
積替えのための保管上限 m , m3 (どちらかを○で囲む)

ご記入が終わりましたら、A3用紙にA面・B面を両面印刷しA面にご捺印と金額に応じて収入印紙貼付ください。

〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

I. 丙での再生品目

管理番号	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称		再生施設所在地		処分方法		処理能力	
	第01220038801号	市川燃料チップ株式会社		「委託業務の内容」記載のとおり					
I -	再生品目	燃料チップ他							
	売却先等	吉野石膏(株)他							
	再生品目								
	売却先等								

II. 丙からの再生委託先

管理番号	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処分能力	備考 (利用方法等)
II-1							
II-2							
II-3							
II-4							
II-5							

III. 丙からの最終処分委託先

管理番号	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処分能力	備考
III-1							
III-2							
III-3							

IV. 丙から再中間処理委託先及びその後の最終処分(再生含む)場所

管理番号	中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処分能力	処分後の廃棄物
IV-1								
IV-2								
IV-3								
IV-4								
IV-5								
IV-6								

廃棄物の種類		契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
		収集運搬(a)	処 分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら (リサイクル可)		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
アス・コンがら (リサイクル可)		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
その他がれき類 ()		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
廃プラスチック類		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
金属くず (リサイクル可)		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
廃石膏ボード (リサイクル可)		円/m3	円/m3		破碎 ()		
廃石膏ボード (リサイクル不可)		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
木くず (リサイクル可)		円/台	円/t	□□ t	破碎 ()	400.00 t/日	市川燃料チップ(株) 市川市高谷1301-1
繊維くず		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
紙くず		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
ダンボール (リサイクル可)		円/m3	円/m3		選別 ()	t/日	
塩ビ管 (リサイクル可)		円/m3	円/m3		破碎 ()	t/日	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	円/m3	円/m3		破碎 選別 ()	t/日	
	管理型 品目含む	円/m3	円/m3		破碎 選別 ()	t/日	
その他	カフ・陶 石綿含有 産業廃棄物	円/()	円/m3		()	t/日	
	カフ・陶 石綿含有 産業廃棄物	円/()	円/m3		()	t/日	
合計予定数量		台	□□ t	必要な情報(性状及び荷姿等)			
合計予定金額		円	円	廃棄物の性情及び荷姿		固形状・液状・バラ・コンテナ・ドラム缶・袋	
事前協議		要	否	腐敗・揮発等性情の変化		無・有()	
				他の廃棄物との混合等により生ずる支障		無・有()	
				取り扱う際の注意事項			
				含有マークの表示に関する事項		無・有()	

大まかな予定数量で結構です

合計予定金額
(処分(b) × 予定数量(c))

金額にあった収入印紙をA面に貼付

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。(性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。)